

思わぬ事故に備えて家族みんなで加入しましょう

令和6年度 交通災害共済

東北信市町村交通災害共済は、交通事故にあわれたかたを救済するための支え合い共済です。

2月上旬に町から各世帯へ送付する「交通災害共済加入のご案内」通知ハガキをご持参の上、所定の金融機関で掛金の納入をしてください。

3月31日までに申し込みをされたかたは、4月1日から加入できます。
どうぞお早めにお申し込みください。



共済掛金(年額)

15歳以上 400円

15歳未満のかたは申込不要で、町による公費負担となります(平成21年4月2日以降生まれのかた)。

共済期間

4月1日～令和7年3月31日

(※ただし、4月1日以降に申し込みをされたかたは、申し込みの翌日から令和7年3月31日まで)

納入場所

- (株)八十二銀行本支店 ●上田信用金庫本支店 ●佐久浅間農業協同組合御代田支所
- 郵便局・ゆうちょ銀行(長野、新潟県内に限る) ●役場会計課(1階1番窓口)

交通事故が発生したら

交通事故で負傷したときは、すぐに最寄りの警察署に届け出てください。その後、役場総務課へ事故の報告をし、見舞金の請求の相談をしてください。申請用紙等は総務課庶務係(役場2階15番窓口)にてお渡しします。請求期限は、事故発生日から2年以内です。

【共済見舞金】

種別	区分及び算定	共済見舞金の額	
死亡見舞金	死亡の場合	200万円	
	傷害基礎見舞金	2万円	
傷害見舞金	入院1日当たり	2千円	
	通院1日当たり	1千円	
障害見舞金	障害者手帳等 (植物症は1級、2級と同等)	1級、2級	100万円
		3級	60万円
		4級	25万円

1. 入院をされた場合、傷害基礎見舞金に入通院の金額を加算します。2日以上入院が支給対象となります。
2. 傷害見舞金の支給上限は40万円です(障害見舞金との併給可)。
3. 事故が原因で入院され死亡した場合は、最初に傷害見舞金等を受給したときは、死亡見舞金から傷害見舞金等を除いた金額をお支払いします。
4. はり、灸、マッサージなどの健康保険適用外治療は、主治医師の同意書がある場合のみ見舞金をお支払いします。
5. 同じ日に2回以上の診療があっても1回とします。
6. 共済見舞金のほかに、原本に限り、交通事故証明書600円、診断書にあっては、2通までを対象に実費(上限5,000円/1通)をお支払いします。診断書料の金額の分かるものが必要です。
※上記共済見舞金は、令和5年4月1日以降に発生した交通事故について適用されます。

問い合わせ先 総務課庶務係(32)3111

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費を支援します

町では、望まない猫の繁殖を抑制し、町民の快適な生活環境の保持を図るため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術にかかる費用の補助事業を令和5年7月から開始しました。

御代田町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金について

補助対象の猫 町内に生息していて飼い主がいない猫

補助金額 手術に要した費用の2分の1。ただし、次の額を上限とする。

【上限額】 不妊手術 上限10,000円/頭 去勢手術 上限5,000円/頭

補助対象者(申請者) 町内に居住する個人または町内で活動する団体

申請方法 申請書に必要事項を記載し、必要書類を添えて町民課環境衛生係に提出してください。申請書は、町ホームページでダウンロードしていただくか、町民課環境衛生係窓口でお渡しします。

申請受付 3月29日(金)まで

※年度途中で申請額が予算額に達した場合は、受付終了とします。

必要書類 ・申請書(獣医師の署名が必要)

・手術に係る手術費の領収書の原本

・さくら耳(耳カット)のような手術済みであることを識別できる写真

・複数手術する場合は、不妊去勢手術を実施した猫一覧表



補助実績(令和5年12月末時点)

手術内容	申請頭数(頭)(令和5年7月～)
不妊	11
去勢	4
合計	15



猫を飼っている方へ



飼い猫は室内飼育に努めてください。猫を外出自由にして飼うと、不慮の事故や疾病の感染などに遭いやすくなり、また、周辺の生活環境を侵害する場合があります。

やむを得ず屋外へ出す場合は、不妊去勢手術をし、首輪、名札を必ず付けてください。手術をしていない猫を外に出すと、屋外で子猫が生まれ、野良猫が増える原因となります。

問い合わせ先 町民課環境衛生係(32)3114

狂犬病予防注射はお済みですか?

狂犬病は、犬と人を含めたすべての哺乳類に感染する病気です。発症すると治療方法がなく100%死亡します。現在、日本では狂犬病の発生はありませんが、中国や東南アジアなど世界では依然として発生しています。日本へ狂犬病が侵入する可能性は常にありますので、飼い犬の登録と狂犬病予防注射は確実に受けさせてください。

御代田町の実施率について(令和5年12月末時点)



76.9%

(昨年度の実施率は、85.6%)

昨年度において、長野県下77市町村の平均実施率は80.9%でした。当町は85.6%と平均を上回っていますが、例年の実施率に比べ減少傾向にあります。

狂犬病予防法第5条により、狂犬病予防注射の実施が義務付けられています。違反すると20万円以下の罰金に処されることがありますので、必ず実施しましょう。

※犬が病気等で注射を受けさせられない場合は、猶予証明書の提出が必要ですので、かかりつけの獣医師に相談してください。

問い合わせ先 町民課環境衛生係(32)3114